

職場のトラブルで 悩んでいませんか？

突然会社から
解雇すると
言われた

会社が
団体交渉に
応じてくれ
ない

契約の更新
が拒否された

残業代が
支払われ
ない

社員や労働組合と
話し合いをしているが
一向に進まない

突然賃金を
引き下げら
れた



そんなときは

労働相談会

をご利用
ください！

— 10月は県内3市で開催！ —

青森市

令和3年10月 5日(火)

午後 1時30分～ 3時30分

令和3年10月24日(日)

午前10時30分～12時30分

場所:青森県労働委員会

東奥日報新町ビル4階



弘前市

令和3年10月10日(日)

午前10時30分～12時30分

場所:総合学習センター 2階
(視聴覚室・セミナー室)

弘前市末広四丁目10-1



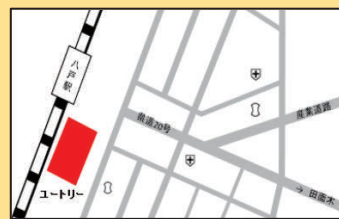
八戸市

令和3年10月17日(日)

午前10時30分～12時30分

場所:ユートリー 4階
(情報室・デザイン室)

八戸市一番町一丁目9-22



労働相談会は、原則として、毎月第1火曜日、第3日曜日に青森市で開催しています。

◆対象者 県内の労働者、事業主

◆対応者 青森県労働委員会の委員

公益委員(弁護士等)、労働者委員(労働組合役員等)、使用者委員(会社経営者等)

◆費用 無料 (お車で越しの際は、別途駐車場料金が発生する場合があります。)

◆秘密厳守 相談内容は、一切外部に漏らしませんので、ご安心ください。

◆利用方法 直接会場にお越しください。

※予約者優先につき、事前の電話予約がオススメです。

◆問合せ先 青森県労働委員会事務局

青森市新町二丁目2-11 東奥日報新町ビル4階

電話番号 017-734-9832

労働相談ダイヤル 0120-610-782

受付時間 平日8:30～12:00、13:00～17:15

相談
無料

秘密
厳守



青森県労働委員会

職場のトラブルで悩んでいませんか？

労働委員会の「あっせん制度」を利用できます。

配置転換

解雇

賃金カット

コロナ関連

労働委員会とは？ あっせん制度って？

労働委員会は、**中立・公正**な立場から、「労働者個人や労働組合」と「会社や事業主（使用者）」との間の**トラブルを迅速・円満に解決**するお手伝いをする県の機関であり、**公益・労働者・使用者**を代表する委員で構成されています。

解雇や賃金など職場のトラブルでお悩みの方は、労働委員会の委員が労使双方の主張を聴いて調整し、**解決案の提示等**を行って解決する「**あっせん制度**」をご利用ください。



公益委員

(弁護士、大学教授等)



労働者委員

(労働組合役員等)



使用者委員

(会社経営者等)

中立・公正

公益委員・労働者委員・使用者委員の三者構成で、**中立・公正**かつ丁寧に双方の主張を聴いて調整し、解決案の提示等を行います。

簡単

労働委員会へ申請書を提出するだけです。
※申請書への押印も不要になりました！

無料・秘密厳守

制度を利用する際の**費用は無料！**
相談内容などの**秘密は厳守**します。

【解決例】解雇撤回と解決金の支払

労働者Xが解雇の撤回を求めてあっせん申請



あっせんで、会社YがXの解雇を撤回し、
解決金（復帰までの賃金相当額の6割）を
支払うものとするあっせん案を示し、双方受諾。

お問合せ先

〒030-0801

青森市新町二丁目2番11号

（東奥日報新町ビル4階）

青森県労働委員会事務局

TEL 017-734-9832

FAX 017-734-8311

労働相談ダイヤル

0120-610-782



青森県労働委員会